

下水 水道課からのお知らせ

問 水道課 下水道係
☎476-1111(194・195)

◆浄化槽の法定検査受検のお願い ～よりよい水環境を守るために～

浄化槽管理者（所有者）には、浄化槽の使用にあたり、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務があります。



法定検査

浄化槽の放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを判定します。



保守点検

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。

法定検査は、知事が指定した検査機関である（公財）鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰っての水質検査を行います。

【（株）大隅衛生志布志が行う保守点検とは全く別のものです。】

この水質検査は、これまで11人槽以上と官公署の浄化槽が検査対象となっておりましたが、平成17年度から5～10人槽の家庭用浄化槽も3年おき程度の検査が必要となりました。

つきましては、検査の趣旨をご理解の上、受検していただきますようお願いいたします。

【定期検査手数料】

浄化槽の規模	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5～10人槽	4,000円	6,000円

※この検査には手数料が必要です。

11人槽以上は検査手数料が異なります。

◆合併処理浄化槽補助金制度について

公共下水道区域外で合併処理浄化槽を新たに設置する方に対し、その費用の一部を補助金として交付し、普及促進に努めています。各人槽に対する補助金額は、下表のとおりです。

これまで広く普及しております単独処理浄化槽（トイレのし尿だけを処理）は新設の禁止により、新築住宅などで水洗トイレを設置する場合は、生活雑排水（風呂・台所など）とトイレのし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置となります。

また、既存の単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置（基本の補助金額に90,000円を限度として加算）する切替えも併せて推進しています。

【補助金内訳】

人槽区分	新築および汲み取り→合併	単独→合併
5人槽（専用住宅130㎡以内）	332,000円	422,000円
6～7人槽（専用住宅130㎡以上）	414,000円	504,000円
8人～10人槽（併用住宅、2世帯住宅等）	548,000円	638,000円

※補助金の申請に関わる書類作成や提出等は、申請者本人と工事の契約を交わした業者が全て代行しますので、申請者本人が役場にきて手続きをする必要は一切ありません。

■法定検査についてのお問い合わせ（公財）鹿児島県環境検査センター ☎099-296-9000

■合併処理浄化槽補助金についてのお問い合わせ 大崎町水道課 下水道係